

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県立農業大学校管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 鳥取県立農業大学校（以下「大学校」という。）の養成課程等の授業について、臨時休業の規定を設ける。
- (2) 鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 大学校の養成課程等について、非常変災その他急迫の事情があるときは、授業を行わないことができる。
- (2) 次の不利益処分に関する規定が条例で整備されたため、当該規定を削る。
 - ア 学生に対する懲戒
 - イ 研修課程の受講の許可の取消し
 - ウ 大学校における行為の制限等
 - エ 施設等の利用許可を受けた者に対する措置命令等
 - オ 施設等の利用許可の取消し
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布の日とする。

土地収用法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

組織改正により、県土整備部管理課が県土整備部県土総務課へ名称変更されることに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 規則中「県土整備部管理課」を「県土整備部県土総務課」とする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

鳥取県市町村長等の事務引継規則の廃止について

1 規則の廃止理由

地方自治法施行令の一部が改正され、市町村長等の事務引継に関し必要な事項は知事が定めることとした規定が削除されることに伴い、当該事項を定めた鳥取県市町村長等の事務引継規則（以下「規則」という。）を廃止する。

2 規則の概要

- (1) 規則を廃止する。
- (2) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

結核予防法施行細則の廃止について

1 規則の廃止理由

結核予防法が廃止されることに伴い、結核予防法施行細則を廃止する。

2 規則の廃止期日

平成19年3月31日限りで廃止

鳥取県農業改良資金利子補給規則の廃止について

1 規則の廃止理由

農業改良資金利子補給制度について定めた鳥取県農業改良資金利子補給規則（以下「規則」という。）を、次の理由にかんがみ、廃止する。

(1) 農業改良資金利子補給制度は、昭和36年に農業近代化資金利子補給制度に吸収統合され、すでに終了している制度であること。

(2) 昭和36年以降、農業改良資金に係る新たな貸付実績がないこと。

農業改良資金利子補給制度・・・農業改良資金助成法に基づき、農業協同組合が農家に施設資金を貸し付けた場合に、県が農業協同組合に対して利子補給を行う制度

2 規則の概要

(1) 規則は、廃止する。

(2) 施行期日は、公布の日とする。

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の廃止について

1 規則の廃止理由

農村青年経営安定資金利子補給制度について定めた鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則（以下「規則」という。）を、次の理由にかんがみ、廃止する。

(1) 農村青年経営安定資金利子補給制度は、平成14年度に廃止されていること。

(2) 昭和58年度以降、農村青年経営安定資金に係る新たな貸付実績がないこと。

農村青年経営安定利子補給制度・・・農業改良資金助成法に基づき、鳥取県信用農業協同組合連合会（以下「県信連」という。）が農業後継者に農業経営の安定を図るための資金を貸し付けた場合に、県が県信連に対して利子補給を行う制度

2 規則の概要

(1) 規則は、廃止する。

(2) 施行期日は、公布の日とする。